

平成二十四年第三回六戸町議会議事録（第二号）

開 議 平成二十四年六月十一日 午前十時

出席議員（十二名）

一 番	杉 山 茂 夫	二 番	附 田 輝 雄
三 番	久 田 伸 一	四 番	高 坂 茂
五 番	下 田 敏 美	六 番	川 村 重 光
七 番	河 野 敏 豊	八 番	円 子 徳 通
九 番	母 良 田 盛 昭	十 番	山 本 繁 実
十 番	金 崎 盛 三	十 二 番	苦 米 地 繁 雄

欠席議員（なし）

地方自治法第二百一十一条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	吉 田 豊	副 町 長	保 土 澤 正 教
総 務 課 長	坂 本 定 美	企 画 財 政 課 長	保 土 沢 博 昭
税 務 課 長	棟 方 晃 祥	産 業 課 長	松 村 茂
町 民 福 祉 課 長	保 土 沢 定 一	建 設 課 長	下 田 正 幸
病 院 事 務 長	田 中 茂 樹	会 計 管 理 者	山 本 晃 広

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議事日程

日程第一 諸報告
 日程第二 一般質問
 通告者

一七六五
 番番番番
 杉河川下
 山野村田
 茂重敏
 夫豊光美
 君君君君

主 幹 畠 山	事務局 長 田 中 義 喜	事務局 長 田 中 義 喜	監査委員 局 員 田 中 義 喜	事務局 長 坂 本 定 美	選挙管理 会 理 坂 本 定 美	事務局 長 松 村 茂	農業委員 会 長 松 村 茂	教育課 長 川 村 政 則	委員 長 川 村 政 則	教育委員 会 長 川 村 政 則
	事務局 次 長 畠 山 豪			代表監査 委 員 米 内 山 功		選挙管理 委 員 会 委 員 長 高 橋 司	農業委員 会 長 金 淵 盛 一		委員 長 櫻 田 泰 弘	教育委員 会 長 櫻 田 泰 弘

会議に付した事件

議事日程に同じ

四 番 高 坂 茂 君

会議録署名議員の氏名

十 番 山 本 実 十一 番 金 崎 盛 三

議 長（苦米地繁雄君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は十二名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

△△ 議 議 の 経 過

開議（午前十時）

議 長（苦米地繁雄君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第一 諸報告を行います。

地方自治法第二百二十一条の規定により出席要求をした者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第二 一般質問に入ります。

一般質問の通告者は五名であります。

通告の順により一般質問を許します。

最初に、五番、下田敏美君の発言を許します。

五番、下田君。

五 番（下田敏美君）

一般質問に入る前に、一言申し上げますことをお許しいただきます。

皆様ご承知のとおり、去る三月三十一日、開業九十周年目を目前にして、十和田観光電鉄が廃止されたことは、まことに残念でなりません。私も運行最終日、時刻表にある最終電車に三沢、十和田間を往復乗車しましたけれども、子供のころ、親と一緒に三本木祭りに乗った思い出、高校の通学に乗った思い出、いろいろなことが思い出される往復でした。通勤、通学、通院の方々のために、私は地元議員として、運行に向けて何一つ力になれなかったことに、この場をおかりして深くおわびを申し上げます。運行に努力してきた先人の方々に対し、ただただ申しわけない気持ちでいっぱいであります。

四月一日からバス運行にかわりましたが、利用者が伸びず、鉄道に比べて二割減と、五月十八日の新聞に載っており、電車の二の舞にならないよう末永く運行されることを願っております。

それでは、通告に従い一般質問に入らせていただきます。

十和田観光電鉄廃止に伴う七百駅鉄道公園化並びに車両保存に向けて検討委員会を立ち上げて検討してはどうか、についてであります。

昨年九月定例会でもお話ししましたが、十和田観光電鉄は約九十年間運行された歴史ある路線であります。歴史をさかのぼると、大正二年二月二十八日に、蒸気機関車で運転する軌道施設を申請、同年八月、内閣総理大臣から許可され、幾多の変遷を経て、大正十一年九月、十和田鉄道株式会社として、旅客、貨物の運輸と運送取扱業を営業。軽便鉄道を運行して、そして三十年近く親しまれてきた軽便鉄道も終わりを告げ、昭和二十六年六月電化となり、名称も十和田観光電鉄と改称され、先人の努力によって歴史を積み重ねて運行されてきた鉄道であります。三月三十一日廃止されましたが、約九十年間電車が運行されてきた歴史のあかしを後世に受け継いでいくために、子供たちに、電車と遊べる公園として保存すべきと思いますが、町長より次の点についてお伺いします。

一、七百駅西、県道踏切から東のひばりヶ丘住宅の間を、七百駅交通公園として保存してはどうか。

二、車両は古いもので昭和十七年製で、客車三種類、機関車二種類、貨車一種類ありますが、鉄道が歩んできた歴史的な車両を一方所に保存すべきでないか。

三、観光資源に乏しい当町において、資源として活用できないか。

以上、三項目についてであります。

次に、線路跡をバス専用道路（BRT）として整備できないかであります。

一、バス専用道路にした場合、最大のメリットは安くて正確である。鉄道に比べて維持費は五分の一、燃料費は半分、安定性、速達性にすぐれており、道路整備できないか。

以上、一項目であります。

次に、鉄道廃止に伴う踏切改良工事についてであります。

一、踏切は段差があり、通行上不便であり、早急に整備すべきではないか。

以上、三点について申し上げますが、町長の簡潔なご答弁をお願い申し上げます。私の第一回目の質問を終わります。

議 長（苦米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

改めましておはようございます。

早速ではございますが、五番、下田議員さんの通告でいただきました質問に対してお答えを申し上げます。早急というふうに思います。

今、ご質問の中になりましたように、長い歴史の中での地域のかかわりを考えるときに、まさにご質問の中にあつたとおり、皆の気持ちは同じではないかなというふうに思っております。この長い十和田観光電鉄、鉄道でござ

いますが、長い歴史を持ちながら時代の流れの変化によってその役割を終え、廃線やむなしに至ったことは、沿線住民にとって、今ご質問にありますとおり、全くそのとおりだと思いますし、またこの鉄道と関連があった地域または地域住民にとりまして極めて残念な形になったというふうには、私自身もとらえているところがございます。

まずは、代替交通のバスが四月からほぼ順調に運行しているということでありまして、住民の交通手段の確保の面で、関係者の努力に感謝を申し上げますところでございます。今後におきましてもダイヤの改善等、利便性の向上に期待をいたしているところでございます。

ご質問の七百駅鉄道公園化並びに車両の保存につきましては、これは、行政が主体となって検討委員会を立ち上げ、取り組むということは現時点では考えておりませんが、土地、設備の所有者であります十和田観光電鉄株式会社さんや地元のご意向はもちろんのこと、近隣自治体住民または鉄道ファンの声等、それらの動向を注目していきたいと考えているところでございます。今後、NPO等民間の団体が地域の遺産として大切に保存し、後世に伝えるということなどの動きが出てきたときは、行政として、どのようなお手伝いができるのか検討してまいりたいと思っております。その時点で、観光資源としての、確かに六戸町としては非常に観光資源の乏しい自治体ではございますが、一つの観光資源としての高い活用ができないかどうかを一緒に考えてまいりたいと思っております。

次に、線路跡をバス専用道路として整備できないかというご質問に対しまして、お答えを申し上げます。次に、線路跡をバス専用道路として整備できないかというご質問に対しまして、お答えを申し上げます。

バス運行は、鉄道に比べて速達性、定時性の面で劣ることは否めませんが、交通渋滞の緩和を図ってスムーズな運行が求められているところでございます。

ご質問のバス専用道路は、都市域におけます大量公共輸送システムとして通常の路線バスのような交通渋滞の影響を受けることなく定時運行を実現するものであります。国内では、震災で被害を受けたJR気仙沼線がこのバス専用道路で仮復旧をするとの決定が報道されているところでございます。

十和田観光電鉄線の跡地の有効活用につきましては、現在、上北県民局、十和田市、そして六戸町で検討会を立

ち上げ、道路行政側から活用方法の検討を進めております。その中で、バス停部分のバスレーンとしての活用を含め、課題の整理や事業化の検討を進めております。

バス専用道路の整備につきましては、大きな構想であるというふうに思いますが、投資コストや利用客の動向などの採算面をクリアし、実現可能性があれば喜ばしいと思えますが、現時点では現行のバス運行がよりスムーズに行われるよう、道路行政を中心として対応してまいりたいと考えているところでございます。

三点目の、鉄道廃止に伴う踏切改良工事についてのご質問にお答え申し上げます。

踏切改良工事につきましては、廃線になりましたので、十和田観光電鉄としても今後の計画があると思えます。その計画とすり合わせ協議の上で、踏切の段差等をどのようにしたらよいのか、具体的に今後検討してまいりたいと思えますし、またやるべきであるというふうに思っておりますので、いましばらくそちらの動向のほうの動きを確認した中で対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議

長（苦米地繁雄君）

五番、下田君。

五 番（下田敏美君）

何か、はっきりしたことはいまだ決まっていないということですが、電車の保存はやはり私はするべきだと思います。というのには、例えば、十和田、三沢を見ても、デゴイチを公園の中に置くわけです。やはり、ああいうふうには歴史等を子供たちに見せるためには、やはりああいう保存をすべきだと私は思うのですが、今のところ町長は、行政では考えていないということですか。あの電車を見ると、現地に行くと緑の電車が走っていますけれども、昭和十七年製でございます。約七十年前製作された電車なのですが、一時は進駐軍の専用車として使った例もあるという歴史があるのですが、あの電車、いろんな、やはりマニアから見ると相当価値観のある電車であるわけです。

やはり絶対残すべきだと私はそう思います。一たんあれ、ばらばらになってどこかへ処分されると、もう取り返しのつかないことになるので。

例えば、町長が十和田観光鉄道活性化協議会というのがあるのですが、その中でも町長のほうから、私は保存に向けて二市長に対し働きかけて保存してほしいなど、そう思います。

それから、BRTですが、今、大曲に立体交差があるわけです。立体交差の鉄道通りに県道が、立体交差していただけますよ、あれは今、鉄道廃止によって結局用をなさないので、本来であれば、私は撤去の対象になると思うのですよ。道路を格下げしなければならないと思うのですが。やはり、有効に活用するためには、ああいうふうな部分をBRT導入していくべきだと私は思いますね。いかがでしょうか。

それから、踏切の段差の問題ですけれども、今、とまれという標識があるのですよ。道路にとまれという標識がまだ残っています。私もいつも癖でとまるのですが、とまれされるのですよ、ほとんど三分の一はとまっています。で、段差が道路、やはり電車の踏切を最短距離で越えるために、道路に対して直線じゃないです。こう曲がっています。だから、通行上非常にストレートじゃないのです。だから、踏切がなくなった時点で道路にするのですから、ストレートにやはりすべきだと思います。これは、やはり早急にやるべきだと思います。以上で二回目の質問を終わります。

議 長 (苦米地繁雄君)

町長。

町 長 (吉田 豊君)

まず、一番目の質問で、保存すべきという、またその考えをそれぞれ協議会等において述べるべきであるというお話、全く同感でございます。前にも、この廃線が決定になる前に、まず方向としてそうならざるを得ないだろうという話がありまして、十和田市の方々から、NPOと決まったわけではないのですが、そういうふう保存して

いくような形を、公園的なものを何らかできないかというお話がありました。これは、正式なものではないのですが、数名の方からお話ありまして、私はその場では全く同感であるので、どのようになっていくのか、会社の方もその中の相談している中に入っていらっしゃるといふ話もありましたので、そちらのほうの私的事情、会社事情のほうも含めた中でベースができ上がれば、地元自治体としてどのようにしていくべきか、また実際に保存するということを考えると、その方々が異口同音におっしゃっているのは、やはり沿線の中を考えると七百しかないよねという話でございました。私もそうだというふうに思っております。六戸町として単独でやることばかりじゃなくて、十和田市さんを含めて、また三沢市さんを含め、その協議の場に、今ご質問、ご意見ありましたように、このご意見があること、私どものほうで、このように地域住民としてあることを伝えて協議の話題にしたいというふうに思っております。

また、バス専用レーンでございますが、大曲の立体交差、県道立体交差は、今のルールでもって鉄道があれば新しくする場合には立体にしなればいけないという形になっておりました、我々もし町道でも新たにつくるといふことになれば、立体という道路を新たにできるとすれば、やらなければならないというのが日本の国の決まりになっております。そういう事情から、この先、廃線という前提がないがゆえに、県道としては立体交差としてどのように整備をしたというふうにとらえております。

ですから、あの立体交差は、まずは今こういうふうになったとはいえやむを得ないにしてみても、実際のバス路線として活用していくという事のあり方、そのことを考えていかなければならない。運行主体がどこであるのか、会社なのか、または公共的な部分でやるものなのか。大湊、気仙沼線、JRでございますから、それ相応の責任を持つてという運行にかかわるものであったのかもしれない。

ただ、私どもといたしましては、まずは土地が十和田観光電鉄さんのものであるということ、それから実際は他の組織体の名義といえますか、そういう土地も入りまじった中で路線の箇所ができていくということも踏まえて、今後どのように公共的な交通機関として、バス路線として可能なのか否かというのは、やはり今の現状の中からかなり難しさがあると。ただ、考え方として、これは理想としては私もそのように通れたら幸いだなというふうに思

いますけれども、このことも意見があつたこと、県民局なんかとも協議会、検討会がありますので、こういうことがあつたことをお伝えしてまいりたいというふうに思っております。

また、鉄道廃止に伴う踏切に段差がありというところでの、とめの標識ということでございます。通行は、警察官のほうから一応は設備はそのままあるけれども、とまらなくてもいいというような話がありました。今ご質問があるように、踏切があると思うと、どうしてもとまるというのが普通だというふうに思っております。まずは、踏切の解消という部分は廃線というものが決まった段階でそのことを、道路をどうすべきかということは私たちの課題だというふうに思っております。それにいたしましたとしても、上にある架線、またはガードとしてのゲートみたいなものや、道路及び線路との高低差の関係、なんかではでき上がっているわけですので、実際に手をかけてもいい状況をやはり十鉄さんなどと相談していく必要があるだろうと思えます。

電車の運行は三月で一応終わり、また国の補助金等も入っています、それらの手続も終わったというふうには聞いておりますけれども、まだ一応来年三月まではしばらく手をかけないのではないかと、いろんな設備に関してです。ですから、そちらのほうの動向を私どもで確認してみますので、それに伴い、必要などころから私どもがやるべきところはやはり直していくべきだなというふうに思っております。

当然のこととして、線路をそのまま埋めてというわけにはいきませんから、撤去をする等のものは可能かどうかを確認した中で随時考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議

長 (苦米地繁雄君)

五番、下田君。

五

番 (下田敏美君)

議

長（苦米地繁雄君）

町長。

やはり電車は、沿線住民にとっては心のよりどころでした。ですから、あの電車があることによって、例えば沿線がかなり集落がふえてきたのですよ。これは事実です。ですから、やはり歴史を沿線の住民に残してほしいというところをお願ひしておきます。それから、電車があることによつて道路が寸断されている場所が、私の知っているところで三カ所四カ所あります。例えば、大曲の小松ヶ丘公園へ入る道路の場所に、線路によつて寸断されるときもある。昔は町道だったんですけども。あれをやはり回復してやるべき。寸断されているところ、三カ所四カ所あるはずですから、警察で通るようにさせてほしいと思います。そこに道路が見えているんだけど、こういうことがあつて線路によつて越えることができないという道路があります。ですから、それは開放してやるべきだと私はそう思います。

よろしくお願ひします。

町

長（吉田 豊君）

まず、保存に関することに對しまして、実際実施するにおいてはいろんな課題を相談しながらやっていかなければならないと思いますが、今ご意見あるように、保存地域との関係、歴史ということに関しましては、稻生川を含め、そして鉄道という部分において、この地域の発展には大きな、最も大きいと言つてもいいくらいの要素を持つた十和田観光電鉄電車線路だったというふうに思つておりますので、その旨のことは、先ほど言いましたように、この地域として我々は考えているぞと。十和田市さんにおきましても三沢市さんにおきましても、その点についての歴史的なとらえ方という部分があるのかというふうに思いますので、それらのことも確認しながら私どもの意見として、下田議員さんからありましたことも含め、六戸町の考え方としてお伝えをしていきたいというふうに思います。

議

長（苦米地繁雄君）

三回目の質問が終わりました。

これで、五番、下田敏美君の一般質問が終わりました。

次に、六番、川村重光君の発言を許します。

六番、川村君。

六 番（川村重光君）

改めまして、おはようございます。

ことしの異常気象でおくれておりました田植えや畑作の播種、管理など、農作業がひとまず一段落しまして、農家の方にとっては一安心のことと思います。農業が基幹産業であります六戸町にとって、今後とも好天に恵まれま
すよう祈念いたします。

それでは、通告してあります件について質問いたします。

最初に、道路行政について質問いたします。

一に、八戸・十和田・奥入瀬ラインは、当商工会などで早期の整備促進を要望しております。新幹線八戸駅から六戸町内を通り、十和田市焼山までの区間ですが、整備着工から年月がたっておりませんが、このラインについて町長の見解を伺いたいと思います。

二に、このラインを構成しております六戸管内の道路整備状況、さらには国道四十五号線の要望事項であります折茂地区バイパス整備、道の駅拡充、ラインから外れますが、高見地区の交差点改良の詳細を伺います。

三は、官庁街線の未撤去箇所について、以前同僚議員も質問しておりましたが、この箇所は八戸・十和田・奥入瀬ライン上にあり、JRのシャトルバスなど県内外、たくさんの方が往来しているわけでありまして。しかし、いまだに現状のまま危険でもありますので、早期の解決が望まれます。その後の進展を伺います。

四は、この同ラインとは異なりますが、奥入瀬川中、下流域にはすばらしい観光資源があり、各地でイベントも行われております。河川敷に沿って往来できる道路や環境を整備して、これらを連携して活用すれば、流域の利便性や活性化につながるものと思います。また、この六戸十和田間の国道四十五号線は、慢性的な渋滞傾向にあり、その解消のためにも迂回路が必要と思われまます。奥入瀬川中流域の国道百二号線、十和田市広瀬橋付近から分岐しまして、河川敷の農道を利用しながら、六戸町むつみ河川公園に沿って県道八戸三沢線睦橋付近に合流する新たな道路を十和田市と協議してはどうか伺います。この件については、副町長にも、元県職員の経験からいろいろと精通していると思いますので、就任早々ぶしつけですが、できますればご意見を伺いたいと思います。

次に、環境行政について質問いたします。

水の保全や水環境を守る考えから、町内全域の生活排水処理対策は、早期に解決すべき課題と思えます。公共下水道事業区域の見直しにかかわった一人としまして、合併浄化槽を生活排水処理対策に利用していくことにはおおむね異論はありませんが、事業を進めるに当たり若干の食い違いがあり、次のことを質問いたします。

一は、六戸町では財政状況を考慮の上、また浄化槽の性能の向上から、下水道区域の見直しをして、区域外は合併浄化槽を主体に生活排水処理の整備を進めることになったわけですが、確認の意味で、この浄化槽推進事業に至

るまでのいきさつと内容について伺います。

二は、対象となるその地区の戸数と、この事業を早期に進めていくための計画を伺います。

三は、合併浄化槽にはメンテナンスが必要と思いますが、維持管理の詳細と費用、さらには管理の信憑性について、町はどのようにかかわっていくか伺います。

四は、浄化槽維持管理は設置者の責任で行われます。維持管理の信頼性を高めるためにも、費用の一部を補助してはどうか伺います。

五は、合併浄化槽の処理水は、普通ですと浸透ますで地下に浸透されると思います。地下水位や面積の弊害があり、現実的に考え、最終的には既存の側溝や村内を通る農業用排水路に放流されます。この事業に伴い、老朽化した貧弱な側溝や農業用排水路の整備など、排水路対策も検討してはどうか伺います。

以上の事項についての回答をお願いしまして、壇上からの質問といたします。

議 長 (苦米地繁雄君)

町長。

町 長 (吉田 豊君)

六番、川村議員さんの通告に基づきまして、答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まずは、道路行政について、八戸・十和田・奥入瀬ラインの見解をとということでございます。八戸・十和田・奥入瀬ライン整備促進期成同盟会は、今ご質問にありましたように、商工会さんを含め多方面の方々のご出席をいただきながら進めてまいりました。新幹線八戸駅から十和田八幡平国立公園を結ぶ主要地方道八戸三沢線・国道四十五号線、国道百二号線の早期整備実現のため八戸市、十和田市、五戸町、六戸の二市二町で組織をし、国・県に對し要望活動を行ってきましたし、また現在も行っております。これまで、八戸市張田地区、五戸町上市川地区、六

戸町管内では睦橋と主要地方道八戸三沢線等の整備が終了しており、現在の六戸にかかわる要望箇所としては、折茂地区のバイパス、米沢地区のバイパスの整備を要望しているところでございます。

次の質問の整備状況でございますが、先ほども述べさせていただきましたが、六戸町管内といたしましては、睦橋のかけかえと睦橋から六戸中央までの主要地方道八戸三沢線の整備が終了しております。

要望箇所の折茂地区バイパス整備についてですが、国道四十五号線は、拠点都市八戸市から十和田市及び県南地域を結ぶ青森県を東西に横断する基幹道路であり、交通事故、路面凍結等のトラブルが発生した場合、明確な迂回路がないわけでございます。交通渋滞が起きております。このことにより地域住民の通勤通学に支障を来していることから、折茂地区のバイパスの整備を要望しているところでございます。

次の、道の駅の拡充につきましては、年々増加する利用者の利便性の向上のため、道路情報休憩施設の整備を要望しているところでございます。また、高見地区の交差点の改良についてでございますが、河川道路事務所に対しまして、これはご質問にありますように、奥入瀬ライン整備促進会のラインとは別な形にはなりますが、国土交通省に対しまして要望してまいりますのは、国道四十五号線と町道長谷高見線の交差点への右折レーンの整備を要望しているところでございます。

また、三つ目のご質問でございますが、以前にもご質問をいただきましたが、その後、数回直接話し合いをしており、現段階では手続上の進展はございませんが、今後も経過を見ながら解決に向け、努力をしまいたいと思っております。

次の四番目の、最後のご質問でございますが、これにつきましては、平成十五年に十和田市六日町地区から六戸町の川原新田地区まで、十和田市管内の延長が約二キロ、六戸管内約四百メートルの整備について協議をした経緯がございます。その時点では、十和田市では整備する計画がないとのことで協議は白紙になっております。しかし、ご質問にありますように、またありましたとおりの便利のいいラインであるというものはもちろんあります。八戸・十和田・奥入瀬ライン整備促進期成同盟会の要望の中で、折茂地区バイパスについて、十和田市とも協議し

ながら要望活動をしておりますので、この路線についても含めて、今後協議を強く進めてまいりたいというふうに考えます。

次の、環境行政についての一番目の質問でございます。浄化槽整備推進事業の経緯と内容についてから、地区の戸数推進計画、また維持管理の詳細、費用、町のかかわり、補助金は出せないかということ、管理費に対して、それらに関連しましてお答えを申し上げます。

今後の六戸町において、公共下水道による汚水処理事業を実施していくに当たり、急激に進む人口の減少、少子高齢化、さらには今後とも逼迫していく国・町の財政状況を踏まえ、下水道事業の財政収支に基づく影響について調査を行い、今後の下水道整備のあり方について検討いたしました。そして、それに基づき、今後の下水道整備の方向性について、六戸町公共下水道全体計画検討委員会に諮問いたしました。その結果として、全体計画の整備区域である折茂地区、折茂新田地区、小平・柳町・鶴喰地区、上吉田地区、米沢・赤石地区については、整備計画を変更し、短期間で少ない経費で整備できる合併浄化槽による個別処理を推進することが望ましいとの答申をいただきましたので、浄化槽による汚水処理を推進してまいりたいと思えます。

そこには、公共下水道、農業集落排水事業で整備された方との不公平が出てきますので、従来の浄化槽設置整備費補助金にあわせて浄化槽推進事業補助金を交付し、不公平さを解消し推進していきたいと考えております。

次のご質問でございますが、対象となる地区名と戸数につきましては、地区としては、六戸町全体の中で公共下水道、農業集落排水事業、小松ヶ丘の下水のあります整備区域を除いた区域が対象となります。対象戸数は、四月現在で約六百戸であると思われれます。

推進計画ですが、町が主導で区域を設定して整備を推進するというのではなくて、個々において浄化槽を設置する方に対し、設置整備費補助金及び推進事業補助金を補助し推進するものであります。設置後の浄化槽の維持管理費ですが、最初に設置した年に検査手数料がかかります。あとは、年に四回の保守点検と年一回のくみ取りと水質検査手数料がかかることとなりますが、これらの経費については、個々において支払うこととなります。

浄化槽の設置に当たりましては、公共下水道、農業集落排水事業等で整備した方との経費のバランスを見て、設置整備費補助金と推進事業補助金を交付しております。そのうち推進事業補助では、浄化槽の維持管理費と公共下水道の受益者負担金、使用料との比較をした上で補助金の額を定めておりますので、改めて維持管理費に補助するということは考えてはおりません。ご理解を賜りたいというふうに思います。

また、処理水の放流についてでございますが、それぞれの水路の管理者から承諾を得ているものと思われまます。その水路にはそれぞれの機能がありますので、その機能が低下した場合に、それぞれの管理者において機能の回復のために整備をするということになります。

以上で答弁とさせていただきます。

議 長（苦米地繁雄君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

川村議員の道路行政についての四番目のご質問にお答えしたいと思います。

国道一〇二号線、十和田市広瀬橋付近から奥入瀬川の流下する方向に沿って赤沼地区、相坂地区を經由し、六日町までは水田地帯の幹線農道を利用した舗装の整備が行われ、広く活用されていると承知しております。しかし、十和田市地域のこの区間でも、集落内を通る部分等につきましては狭隘な箇所も多く、観光活用という意味では、まだ整備途上になると考えております。さらに、六日町地区から六戸町、睦橋付近までの整備につきましては、具体的な構想は現在のところございませんが、先ほども町長からお答えいたしましたように、平成十五年度に六日町から川原新田までの区間につきましては、十和田市と整備の協議をしたことがございます。その時点ではお答えにありましたように、整備計画が十和田市ではないというふうなことで白紙になっているというところは、先ほどお答えしたとおりでございます。しかし、その後十年近くも経過をしておりますので、道路の整備手法や補助の制度、

議

長（苦米地繁雄君）

六番、川村君。

そういうものも変化していることから、さきに申し上げました国道四十五号線の渋滞解消としての折茂バイパス整備との関連や、それぞれが持つ道路の機能調整等を含めて検討し、簡単ではないと思いますが、本路線の整備の可能性について十和田市と協議を進めてまいりたいと、そういうふうと考えております。

以上でございます。

六 番（川村重光君）

六戸町のライン上の道路もそれなりに整備されたと思います。しかし、国道四十五号線折茂地区の交通渋滞は、ちよつとした事故があれば大変な渋滞が発生し、もう限界に達していると思います。また、この六戸の道の駅は、ライン上の最初の休憩施設でありますので、さらにはまた六戸のコア的存在となっておりまして、今後の整備の仕方では大いに町の発展に貢献できるものと思います。施設の拡充はぜひとも必要と思いますので、折茂地区のバイパス整備とともに、活発な促進活動をお願いしたいと思います。

先ほどの未撤去箇所についてであります。進展がないとのことですが、ちよつと普通、整備を進める前に立ち退く約束か何かがあつて計画されていくと思ひますが、そういう違反とかそういうのがあれば、その解決方法はもつと違う方法で見当たらないのか。例えば、強いようですが、強制収容とかそういうのがあるのか、そこら辺のことを、また再度お聞きしたいと思います。

次に、奥入瀬川沿いの道路整備についてでございますが、この奥入瀬川は流域の自治体にとって本当に密接にかかわつており、流域の観光資源やイベントを通してこの産業、またさらには水域の結びつきやネットワークの強化の考えは、まさに定住自立圏構想の課題にうつつけと思ひます。道路インフラ整備について、この定住自立圏構想の課題として十和田市に働きかけていってはどうか、その点を伺ひたいと思ひます。再度伺ひます。

環境行政についてではありますが、水の環境対策を早期に進める考えからすると、この補助金を活用するとはいえ、個人で設置するわけでありますから、さらにまた結構な戸数ですから、事業の進捗は遅くなるのではないかと。町で積極的にこの整備にかかわっていく方法もあるのではないかと考えております。隣の十和田市では、PFI手法で進めております。利点は、経費が安い、整備が早まる、管理が少ないなど多くのメリットがあると言われております。このように、町で積極的に整備にかかわっていくという考えがあるか、今後の課題としてできるか、再度伺いたいと思います。

また、維持管理の補助についてであります。この維持管理は特定の業者に管理を委託していくわけでございます。経費が結構な金額がかかります。さらに、管理は自己責任ですと、年月の経過とともに依頼しないなど管理の信憑性が下がってくるのではないかと、これが心配されます。さらに、維持管理は、補助は出せないということですが、確実な管理の継続や信頼性を高めるために、業者に任せっきりでなく、町でも啓蒙活動をしながら、費用の一部を補助しながら積極的ににかかわっていくことも重要と思っておりますが、再度この点について伺います。

排水路の件ですが、管理者で、水路管理者でも整備するというところでございますが、なかなか管理者といいますが、農業の高齢化とか組合の部署などで大変厳しくなっております。その点を考慮してもう一度処理ができるかを、再度質問させていただきますかと思っております。

以上、整理しまして、一の未撤去箇所と定住自立圏構想の課題にしてはどうか、また環境行政にはPFI手法で整備してはどうか、四は補助金について、この四点を再質問いたしたいと思っております。

よろしくお願いたします。

議 長 (苦米地繁雄君)

町長。

町 長 (吉田 豊君)

再質問に對しましてお答え申し上げます。

折茂バイパスに關しましては、先ほど申し上げたとおりでございますので、何とかご理解いただけるように私も、非常に渋滞事故等における冬のことを考えても大変な状況が生じておりますので、引き続き強力に要望してまいりますというふうに思います。

また、道の駅に關しましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、ここにおきまして活用ということに關しては道路との關連になるのかわかりませんが、實際の道の駅の要素としての部分に必要な部分があれば対応していこうという考えは持つておりますので、今後實際に営んでいる人や利用の状況を見ながら、私どもは町としてもやるべきものをやっつけていきたいなとらえておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

また、未撤去箇所に關しましては、担当課長のほうから若干申し述べさせていただきますというふうに思います。

また、先ほどの農道を利用しながらという新たななる道のことでございますが、定住圏構想の中に組み入れるようにしたらいかかということでございますが、私どもも整備されれば非常にありがたいものでございますから、その話題になりましたときに、實際は十和田市さん、三沢市さんそれぞれ複合型でやっておりますから、具体的に何かというのはあるかと思いますが、必ず周辺自治体との關連の中で進んでいく定住圏構想でございますから、私どももテーマとして提案として、今ご質問ありました、この道を整備の中に組み込んでもらえないかということ、私どもの六戸の意見として述べてまいりたいというふうに思います。

また、行政が積極的にPFI手法でということでございますが、これに關連したことも担当課長のほうから申し述べさせてもらいます。また、その後の管理費等の補助金というものは出さないということではございますが、出さないという言葉を聞くと、えっというふうに思います。先ほど申し上げましたように、公共下水や何かで受益者負担ですとかいろいろ住民が負担しております。そのバランスの關係からこういうふうになっているということでございますので、その詳細に關しまして担当課長のほうから答弁させていただきますというふうに思います。

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

まず最初に、官庁街線の未撤去箇所にかかわる部分についての、撤去にかかる方法として強制的に施行できないかというご質問なのですが、これまでいろいろな形で本人のほうと協議を進めてきておりますので、引き続き、強制的ではなくて今後も機会を見ながら、できるだけ話し合いで解決していきたいと考えております。

それから、次の下水道の整備方法なのですが、PFI方式で進める考えはないかということなのですが、当然経費がかかるという意味からだと思いますが、先ほども町長の答弁のほうでも申し上げましたけれども、補助金を設定するに当たり、整備補助にプラス推進補助という形で二重の補助を設定しております。その中で、ある程度の維持管理にかかわる部分の、維持経費部分についても上乗せして補助金額で額を定めておりますので、改めての補助金の制度を改めて補助をするというような考え方は、今のところはございません。

以上でございます。

議 長（苦米地繁雄君）

六番、川村君。

六 番（川村重光君）

未撤去箇所について、私、やれとは言っておりませんので、誤解のないようにお願いしたいと思います。可能性はあるのかと聞きましたので、そういうことをお願いしておきたいと思えます。

また、今後とも積極的なコンタクトをとりまして、早急な解決をお願いしたいと、こう思っております。

奥入瀬川の中、下流域は、溪流とともにワンセットで考えていきますと、本当に大いに観光資源の活用になると思います。流域自治体との認知度も、もっとももっと上がってくると思えますので、このことを最後に提案しておきたいと思えます。

議

長（苦米地繁雄君）

町長。

環境整備につきましては、水保全や水環境を守る考えから、町内が一斉で行うのが前提ですので、今以上な早期な設置ができるような対策をしてもraitたいと、また費用についても維持管理は継続していくということが前提となりますので、その対策にも町も積極的にかかわっていただきたいと思います。

最後に、農業用排水路は水利組合の管理となっております。管理や整備は組合の負担で行われています。また、この用排水路は、生活排水路を含めた地域全体の排水にも役割を果たしているわけでございます。農家の減少や組合員の高齢化などで、水路の維持管理は今後とも課題になってきております。そこで、行政として、水の環境を守るためにも保守・整備等に対して今以上のご支援をお願いしまして、私の質問を終わります。

町

長（吉田 豊君）

官庁街の未撤去箇所にかかわる部分というのは、ご質問にありました、強制的に言っているものではないということとは理解しております。私どもは、今までお話をしてまいりましたので、それぞれに事情等もありだろうというふうに思いますので、今後ともその状況をお聞きした上で対応してまいりたいと思いますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、先ほどの中・下流域の観光活用及び、また道路整備に関しましてのことですが、これは先ほど申し上げましたように、定住圏自立構想に六戸の意見として申し述べていくようにいたしたいというふうに思います。また、下水道管理でございますが、管理費にかかわる部分は課長から今説明したとおりでございますけれども、放流に関するそれぞれのご質問の中にあります土地改良との水路に関しましては、下水の放流という部分でくっつけて考えるわけにはいかないというふうに思います。随時それぞれの土地改良等が整備をする場合、また大変な場合におきましては協力すべきものは協力し、または災害等に遭っても直ちにそれを復旧するように、現実はやっ

できておりますので、今後も、確かにいろんな農地の活用の仕方が変わってきて課題も多かろうと思っておりますけれども、私どもとしては、排水路等にかかわる整備という部分にはお話を聞きながら協力していく姿勢でありますので、ご理解をいただければというふうに思います。

議 長（苦米地繁雄君）

三回目の質問が終わりました。

これで、六番、川村重光君の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

十一時十分まで休憩いたします。

休憩（午前十時五十七分）

再開（午前十一時十分）

議 長（苦米地繁雄君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、七番、河野君の発言を許します。

七番、河野君。

七 番（河野 豊君）

おはようございます。三番目の質問者の河野豊でございます。

早速ではございますが、一般質問に入らせていただきます。

最初に、職員の業務確認について質問をいたします。

その一として、先般マスコミにも大きく報道されました後期高齢者医療保険料にまつわる二十三年度の納入通知書を送付せず百七十一万四千円余りの未徴収、それだけかと思いきや、県外への転出や死亡などで保険料が過払いの方々への還付ミスが、何と二十年度から二十三年度まで四年間にわたり四百三十六人に対して総額三百七十七万六千九百円余りに上り、多い人では六万円台になるという前代未聞の出来事だととらえています。このことについて、議員全員協議会でも質問やら対策に至るまでいろいろと話し合いがなされましたが、いま一つ方向性を見出せないでいます。このことを踏まえ、今後の対策について伺います。

その二として、五月に各地区の納税組合長に固定資産税及び軽自動車税の納付書が配布されましたが、ある地区の納税組合長のところには、全く関係のない地区のものが混入していました。このようなミスがなぜ起きたのかを伺います。

その三として、町としても町民としても、大切な納付書がこのように間違ふことはあってはならないことです。対策をお伺いいたします。

次に、太陽光発電設置補助金について質問いたします。

電力の安定供給不安から、再生可能エネルギーが見直されてきています。その中でも、太陽光発電については、一番身近な再生エネルギーとして大変な勢いでふえてきています。そういう中で、六戸町でも平成二十四年度から太陽光発電設置補助金が創設されましたが、申請方法が他自治体と大きく違っていています。既存住宅が有利で新築住宅が不利な状況になっています。どのような経緯で決定したのかをお聞きいたします。

私の第一回目の質問といたします。

議 長（苦米地繁雄君）

町長。

町 長 (吉田 豊君)

七番、河野議員さんのご質問に答えてまいりたいというふうに思います。

まずは、今回の後期高齢者医療事務につきまして、関係者及び町民の皆様にも多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことに対しまして、おわびを申し上げます。また、お詫言を申し上げます。

現在、納付書未発送の件につきましては、六月一日現在で完納していただいた方は、二十七人の六七・五%、納付金額においては、五十九万四千九百円で三四・七%となっております。

引き続き、職員総力でもってご理解いただき、早期に納付していただくようお願いをしております。また、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、保険料還付につきましては、今定例議会に補正予算を計上しているところでございます。ご決議をいただいた後、速やかに還付できるよう準備を進めているところでございます。

今後の対策であります。全職員がチェック体制を強化いたしまして、同様のミスが生じないよう信頼回復に努めてまいりたいと思っております。また、よくご理解を賜りたいと思っております。

また、次の質問の中で、納税貯蓄組合員に対する納税通知書の配布につきましては、加入する納税組合の組合長に一括配布しております。本年度の固定資産税及び軽自動車税の納税通知書については、五月一日に、各組合長あてに配布いたしました。その後、三組合長から混入があった旨のご連絡をいただき、通知書を回収させていただきました。混入の原因ではありますが、配布物を組合ごとに振り分けした後の配布用封筒への封入の際、誤って別の組合の分も混入させてしまったものと思われまます。

ご質問のように大事なものでございますので、今後このようなことがないように皆さんで心していくようお話をしているところでございます。この対策であります。配布物の内容確認について、二人以上でのチェック体制を確立するなどして、今後このようなミスがないように努めてまいりたいと思っております。よくお願い申し上げます。

次に、太陽光発電設置補助金についてのご質問でございます。

当町の太陽光発電の設置補助金は、平成二十四年度当初予算に計上しておりますが、今後三年の期間で一般家庭への普及を図っていこうというものでございます。当町の補助制度は、国の太陽光発電普及の補助制度に協調して、町の補助金をかさ上げするものでございまして、国の補助制度の要件を満たし、補助金の交付決定を受けた方を対象に一キロワット当たり四万円、一件当たり十六万円を限度に交付する内容でございまして、

他自治体の例を見ますと、国は国としてその補助制度とは別に、自治体独自の補助スタイルをとっているところもございます。したがいまして、国・市町村両方の補助制度を活用するときは、最初から両方の補助手続を並行して行う内容になっているようにございます。当町の場合は前段に申し上げましたように、国の補助金の交付決定を受けた方を対象にかさ上げ交付するものでありますので、既存住宅、新築住宅いずれの場合も、国の補助要件が前提となりますので、どちらが不利という問題は生じないものと考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議

長（苦米地繁雄君）

七番、河野君。

七番（河野 豊君）

まず最初に、職員の業務確認について、再質問させていただきます。

一つは、議員全員協議会でも皆さんでいろいろお話し合いましたけれども、最終的にちよつと確認していなかった点がありますので、ちよつとその再確認をさせていただきたいと思っております。

一つ目は、過払いの部分について、二十年度から二十三年度分、過去四年間分ありますよという答弁はいただきました。そうすると、四年間ということは、恐らくその担当職員は一人じゃないと思うんですよ。複数人に上ると思うんですね。そのところはどうかだったのか。

それと、町長の認識として、要は、これはミスなのか怠慢なのかどっちなのか、どういう認識をすればいいのか、そのところをやはり明確にしていけないと話が進まないと思っております。

それともう一つは、どういうふうな対策をとるのかということ、チェック体制を充実しますという一言で終わらされているんですけども、私はやはりそうじゃないと思うんです。根本的に、じゃ解決するにはどうしたらいいかというのを、もつと深く研究しながら考えていかなければならないと思うんです。先ほどの後期高齢者の件もそうですし、それから納税組合の通知が誤ったのは三組合長にあったと。こういう、要は考えてみれば人為的ミス、いわゆるヒューマンエラーですよ。ヒューマンエラーをたつたそのことだけで終わらせようかと。ほかの自治体とかをいろいろと調べてみますと、民間手法で今、やっています。ISO、国際標準化機構がやっています、このISOですね、多くの自治体が入っています。やはりそういうところから根本的な解決策を見出していかないと、何か簡単な言葉で終わらせてしまっている。本当にそれでいいのかなと。

やはり、六戸町は、六戸町のこの役所の仕事というのは、やはり非常に重要性を持った仕事の割合が高いと私は考えています。行政が間違つて、間違えてすみませんで済む問題もあるかもしれませんが、恐らく済まない問題のほうが多いんじゃないですか。そのところのチェック体制をやつて、じゃどういうふうにするのということになるじゃないですか。それでまた間違いが起きたら、それどうするんですか。それはあり得ないと私は思っております。さらに言うと、民間ではPDCAというサイクルがあることは皆さんもご承知のとおりだと思います。プラン・ドゥ・チェック・アクションという、これは民間手法でいわゆる品質管理だとか業務管理に使っていますけれども、こういう手法をとるのも一番だと思えますけれども、私は最終的にはISOだと思います。これをやっぱり町としても全力を挙げて取り組むべきだと思います。

それからもう一つは、ミスが起きる、ヒューマンエラーだと、人為的なミスだといったときに、基本的な考え方というのは、やはりその人を責めては、基本的にはいけないんです。基本的には。ヒューマンエラーだということ、単にミスが起きる、要は条件があるからミスが起きる。ですから、いわゆるその手順というのですか、プロセスというのですか、そういう手順書を当然つくって物事は進められていると思うんですけれども、そういうプロセ

ス、手順書、そういうものが実態としてあるのかなのか、そのこともちよつとお聞きをしたいと思います。

あとはもう一つは、最近青森市なんかでも実施されつつありますけれども、新しい風を吹き込むという形で、社会人枠を設けて職員を募っています。こういうことも社会人枠、やはりそれなりの経験だとかそういうことを担ってきた方々たちに、やはり人材も必要ではないのかと。要は、もう新卒から入って、その役場で職をずっとこなしていらっしゃるわけですよ。どこかに怠慢だとか怠け癖だとか、そういうのが発生するのは、これは当然のことだと思います。そこをどう正していくのか、どう直していくのかというのは、やはり町長の責任だと思います。そういう意味において、やはりそういうことも一つの考え方なのかなと思ったりもしています。

そしてもう一つ言わせていただければ、六戸町でも継続的に研修を、個別かどうかわかりませんが、やられております。その結果がどうなのか。おおむね良好なのか普通なのか。その辺も答弁いただいて、そのこと自体も、これからどういうふうな方向性でやればいいのかという再検討をする必要があるのだと私は思っております。職員の業務確認については、明確な答弁をいただきたいと思えます。

次に、太陽光発電設置補助については、なんですけれども、六戸町の太陽光発電システム導入支援事業要綱というのを今見ております。皆さんのお手元に、上のほうに太陽光発電普及拡大センターというもののカラーコピーした分が行っているかと思えます。六戸町の導入支援事業要綱によりまして、第三条の二項に、補助事業交付決定書の写しを添付しなさいとあるのです。何が、じゃどうほかの町と違うかというのをこれからご説明を申し上げますけれども、このカラーコピーのほうを見ますと、国の補助金は、一番目の補助金申込書の提出から始まります。で、提出がなされます。二番目の補助金申込受理決定通知書の受領ということになりますけれども、この補助申込書に不備がなければ、受領しました、受け付けしましたという書類が、太陽光発電を必要としている方々に送付されます。それから、それが来た後に工事を進めます。工事を進めまして四番目に、電力のいわゆる検査、電力の受給開始ということになります。これが終了しまして、今度は補助金交付申請書兼完了報告書というのを出します。ここで書類に不備がなければ、受け付けしましたよということ、六番目で補助金交付決定通知書というのを発送いたします。

私が何を言いたいかというのと、要するに既築の住宅の場合にはこのままどんどん進んでいくのです。なおかつ、三番の設置工事という期間があるのですけれども、既築の場合は、この補助金決定通知書の受領は終わってから、早いと一週間もすれば終わってしまうんです、一週間もすれば。ところが、新築の場合は、ここが長ければ半年ぐらいになるんです、半年ぐらい。そうしますと、この六番の補助金交付決定通知書というのは、既築と新築では雲泥の差が出てきています。したがって、新築の場合はもう交付を、補助金を受けられるか受けられないか、要はわからない。そういうやり方が六戸町のやり方でございます。じゃ、他町はどうしているかというところ、そこも国の補助金に倣って、太陽光をつけようとしたときに、既築も新築も補助金申込書というのを出します。町にも実際に。その時点で、補助金の申し込みの受理をします。そうしますと、ここまでが新築も既築も一緒です。もう受領していますから。その後、既築はどんどん、さつきしゃべったようにスピードが速く進みますけれども、新築はおくれています。ですから、この二番で、ある程度申し込みが受理されていますから、補助金の枠がある程度確保されております。そういう意味において、今回の六戸町のこの補助金のあり方が、全く新築の方々について不利な状況になっていると言わざるを得ない。このことを、どうしてこういうふうな説明になったのか、他町だとか他自治体の、そういう要綱なんかもいっぱい今インターネットで出ています。そういうことをなぜ参考にしなかったのか、はつきり言って不思議でならない。

今、青森県も大体六戸町を入れて十自治体が、この太陽光の補助金を設けております。そういう中で、みんなほかのほうの自治体を調べましたけれども、六戸町みたいなやり方をやっている自治体は、私はないと見ております。このことについて、担当課長から詳しくちよつとご説明を願いたいと思います。

以上です。

議 長 (苦米地繁雄君)

町長。

職員の業務にかかわるミスを犯しましたことに関しまして、改めておわびを申し上げる次第でございます。担当が複数だったかどうかということ等に関しまして、今、担当課長のほうから詳細についてご説明を申し上げます。というふうに思います。ミスだったか怠慢だったかということをお願いしますと、最初は多分ミスだったと思います。しかし、結果として、その後お話を聞いた中であっては、気づいてもということがあるとするなら、それは怠慢と言っただけではありません。非常に遺憾なことでございますが、事実としてこういうことがありました。私どももいたしましても、それなりの役目の立場にある者として、今までのことを信頼していた関係上、気づかないでいた、ただし徴収率の、非常に例年と違う経過を見て、原因は何かということを探る中でそのことがわかった次第でございますので、私どもとしては、職員が個人ばかりじゃなく、このあり方、実際に事が発生したわけでございますので、今ご質問の中に、ご意見の中にありますように、どのようにみんながしっかりとやっていくのかということを改めて今、真剣になって考えているところでございますので、このISOのこともそうでございますけれども、この業務だけじゃなくなるとは思いますが、そういうことはどうなのか、私も管理のあり方という部分を考えてまいりたいというふうに思っております。

あと、職員は研修をしております。大方の職員は、正確に仕事をしております。たまたまこういうことが起きてしまったということ、できますれば多くの職員はしっかりとやっているということもご理解いただければありがたいなというふうに思います。みんながみんなルーズでやっているわけじゃないということをご理解いただければありがたいなというふうに思います。

また、社会人枠をといてございしますが、ご承知のように行革等の計画があり、定員数からいきましても業務内容等の比較の中にあつて、私の心情的には、人手が足りないくらいの状況を感じ取っています。しかし、一気にじゃ職員ふやせるのかということになりますと、そうもなかなかいきません。また、社会人の枠ということに入れると言いましても、年齢的な意味や経験だけの問題ではなくて、やはり職場というのは人の集合体でございますので、それらのことを考えますと、今、六戸町のマナーにあつては、その余力を与えられるような、域を与えられ

るような部分はないというふうにとらえておりますので、一つの考えとして意識改革等の必要性があれば、今ご意見がありましたことも考えるにいたしました。現段階では、社会人枠というところは今のところは考えておりませんが、職員の人たちにこのことを踏まえながら、しっかりやっている者はより一層しっかりと、実際は気づかなかった人間がいるとするなら、その人たちはこのことをばねとしてしっかりと町民のために頑張ってくれるように、今後指導してまいりたいというふうに思っております。

担当及びプロセスはどのような経過であったかということに関しましては、担当課長のほうから説明をさせたいというふうに思います。

議 長（苦米地繁雄君）

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

それでは、還付の件の担当職員の件なのですけれども、二十年から二十一年度に関しては、担当は一人と、それから二十二年から二十三年度に関しても担当職員は一人ということで、今までこっちのほうを進めてきました。事務的内容等から見ても、一人で十分間に合うという事務量でございますので、そういう人数の配置をしております。

それから、プロセスについてなんですけれども、広域連合のほうから毎月の事務処理の手順というふうな手本が来ております。それにのっとったような形で事務は進めてきておりましたけれども、このほかに町独自のチェック体制というのは今まではなかったものですから、こういうミスが起きたものと思っております。したがって、今年度からは、一つ一つの資格の取得に、もしくは転出、それから死亡、その他いろいろ資格取得にはいろいろあるんですけれども、その辺のところのチェック体制は、補佐課長等で今後はチェックしながら二度とこういうふうなこないような体制をとっていききたいと考えております。

以上でございます。

議 長（苦米地繁雄君）

企画財政課長。

企画財政課長（保土沢博昭君）

それでは、太陽光発電の補助金等についてお答えをいたします。

先ほど、町長答弁の中で申し上げましたとおり、当町の補助制度は国の補助制度に協調してかさ上げ補助をするというような内容でございます。これは、太陽光発電のさまざまなシステムやメーカーがありますが、その導入する太陽光発電の性能、品質、それが一定の水準を備えて、そしてまた、かつ一定期間確保されるというような必要により、国の補助制度の条件を前提にしたと言うことでございます。先ほど、議員もおっしゃられましたように、国の補助を受ける方は申し込み補助制度の申し込みを一つやっていたら、それから工事着手する、変更があれば変更の手続をするというようなことで、工事が終わって、そして国に対して補助金の交付申請書を出します。そして、補助金の交付決定がなされて通知書が出ましたと、国のほうからそういう通知書が出ましたと、これを持って六戸町のほうに申請をしていただくというようなことで、前段のやりとりというのは省略して、簡便な町に対する補助手続ということにも留意をいたしております。

そこで、既築住宅、新築住宅の関係でございますが、国の補助制度は、既築であれ新築であれ四月からもう一斉に申し込みを開始していると聞いておりますので、工期が長い、短いというようなことはあるかもしれませんが、今の状況は、私たちはそういう、その方々の状況を聞いておりますが、まだ町の問い合わせは結構ございますが、申し込みした方は今のところ一件というようなことで、事前のそういう情報も今、集めております。

要は、既築の方々も最初に国のほうからの補助金の交付決定がどんどん出てきたというようなことで、町のほうの補助申請も結構件数がいっぱいになるといような状況があれば、その状況でまた検討してまいりたいと思っ

おります。予算の範囲内によるというふうなことで、その場合はまた議会のほうにもご相談をするという場面もあるかと思いますが、現時点ではまだそういう状況ではございませんで、今後またそれらを見ていきたいというような考えでございます。

議 長（苦米地繁雄君）

七番、河野君。

七 番（河野 豊君）

課長のほうからも詳しく説明いただきました。

最初に、職員の業務確認についてなのですけれども、後期高齢者の件については、二十年度から二十三年度までの四年間で二名の職員が携わっているということで、ミスか怠慢かという問題に対して、最初はミスであったろうと。次は、その後はやはり怠慢であったらうということで、どこか役場の中のシステムがやはり機能していなかったというのは、これは事実だと思うのです。こんなことを言えば怒られますけれども、本当に世知辛い世の中で、一般の町民の方々は、本当に歯を食いしばって生活をされている方々も多いと思うのです。そういう中において、役場の職員は恵まれた存在ですよ。本当に、選ばれた人たちと言えば語弊がありますけれども、そういうふうな待遇のもとでも非常に安定感のある生活ができます。それにもかかわらず、やはりこういうふうなミスが出るということは、本気でこのミスは何だったのかというのを突き詰めていかなければ、また同じようなミスが出る。私も町長が言っているように、皆がそうだとはいけません。恐らく、氷山の一角だと思えますけれども、これは役場の仕事に関して、その氷山の一角はあつては困るんですね。皆さんが迷惑をこうむるんです。あの納付書の誤配布がありましたけれども、恐らく善人の人が多いから、皆さん、まぎっていたよと持つていったと思うのです。実を言うと、私のところもそうだったのですよ。私も税務課長に、間違っていたよと素直に持つていきました。でも、心ならずの人がいれば、もしかしたら、破棄などされたら、その分の納税がおくれてくる。そうしますと、それに

対して延滞利息をつけるのかつけないのかだとか、いろんな問題が生じてくると思うのです。そういうことも含めて、やはり納付書の配布なんかも、実際はないことだと思うのです。それが、三カ所もあったということには、ちよつと耳を疑いたくなるようなさつきのお答えでしたけれども、私、一件のところかなと正直思っていました。そういうことも含めまして、本当徹底したそういう対策を講じてほしいと。

それで、もう一つ言っておきたいのは、やはり人の能力だとか力量だとか性格、そういうもので仕事の量をはかつてはいけないということなのです。それで、仕事の量を決めてしまうと、結局人がかわったら、じゃどうなるのということになってきますから、ぜひぜひ、そのことについてはやり方をまず考えていただきたいと思います。今は、大手の電機会社なんかも、昔は寄らば大樹の陰ということで役所と同然、大手に勤めていれば一生安泰だよというふうなことがありましたけれども、最近ではそういうこともなくなってきました。そういうことも踏まえまして、職員の再教育と、それからISOを含めた対策をしっかりと講じてほしいと思います。

それから、太陽光補助金についてですけども、先ほど企画財政課長のほうから答弁をいただきましたけれども、明らかに言っていることは間違いです。明らかに間違いです。もう一回、表を皆さん見ていただきたいのですけれども、六戸町は、じゃどの時点で申請ができるのですかということなのですけれども、この六番目の補助金決定通知書というのは、国のほうから来ます。これが来ないと町には補助金が出せないのですよ。明らかに違うじゃないですか。明らかに違うのを、何でそうやって簡単にしたとかなんとかということとで済まされるのですか。新築をこれから建てようとする中で、太陽光をつけたいというお客さんは、いや、おれさ当たるべか、まず第一声がそうです。私が申請しても私の分まであるんですかねと、これが第一声です。恐らく、そのことは企画財政課長の耳にも入っていると思います。そういう方々に対してどう答えているのか。ほかの自治体は国のやり方に倣って、ある程度予算の枠があれば、これは早い者勝ちですから。そういう観点から考えると、ほかの自治体と比べて全く新築に對しては不利なやり方であるということは言わざるを得ません。そのことについて、このことを今後踏襲するのかどうか。ことしはもうインターネットにもアップしてしまっていますから、今さら変えるということは、これは当然できないと思いますが、来年度から二年間、一応やるということのお話ですので、やはり改めるべきとこ

議

長（苦米地繁雄君）

町長。

ろは素直に改めていかなければ、六戸町だけ、これ何だべと、何でこういうやり方をやるのという批判を免れないと、私は思っております。そのことについても、もう一度答弁をお願いいたします。

町

長（吉田 豊君）

まず、職員にかかわる間違つての納付書の配付があつたということ、ご存じのように六戸町は納税貯蓄組合がございません。その場合には、まとめた形の中で組合長さんを信頼し、お渡しするという形になります。また、そうじやない方々に関しては、個々に郵送をいたしております。その中で組合長さんにお渡ししたことでございますので、確かにご指摘のように納税等の勉強もしていただいておりますから、信頼して、どこか気持ちにルーズなところがあつて間違つてチェックしないうで行つたところがあるというふうに思っています。事実、ありましたので。

今後におきましては、納税貯蓄組合といえども正確にその一人一人を確認した中で行うように、先ほどから申し上げているとおり、二人チェック体制、またはその上司の人たちとの一緒のチェック体制という中で今後やってまいりたいというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

また、太陽光のほうでございますが、私どもは一応六戸としては今のやり方ということをやつたわけでございますが、私どもは他の自治体がなぜそうやつたのかも確認をした中で、今ご質問、ご意見がありましたとおり、ベターであるほうになるならば、それはそれで考えていくように努力したいというふうに思います。みんながやつていればそつちが正しいということでもないと思ひますので、それぞれの課題はあろうかと思ひますから、しっかりと検証をさせていただいて、私どもはベターである形のほうを選択しながら、改善すべきところは改善してまいりたいというふうに思ひます。

以上でございます。

議 長（苦米地繁雄君）

企画財政課長。

企画財政課長（保土沢博昭君）

概略は町長が申し述べたような考え方で進めたいと思います。

違うところは、町長は国の補助制度をかさ上げするというような考え方をとっております。国の補助制度は来年の三月までに募集期間があるというようなことでございます。ただ、枠がどこまで決めるかというのはまた別の問題でございます。したがって、まずことはどの程度の申請が出てくるものかというようなことも、まずスタートの時点で見てみたいと思います。国の補助を受けても来年度に工事が延びた方も、私たちは三年間見ておりますので、その中で適用していきたいと思っておりますし、また来年、国の補助制度がどのようなことになるのかというように、見直しはまたしていかなければならないというような考えでございます。

（発言する声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

企画財政課長。

企画財政課長（保土沢博昭君）

特別、新築、既築にかかわらず、国の手続を説明したり、当町の手続を説明したりということでございます。今もう国の手続をしましたよという新築の方は一件私たちは情報を得ております。

議 長（苦米地繁雄君）

三回目の質問が終わりました。

これで、七番、河野豊君の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後一時まで休憩いたします。

休憩（午前十一時五十分）

再開（午後一時）

議 長（苦米地繁雄君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問に入る前に、午前中の河野議員の一般質問に対する回答の中で、町民福祉課長より発言の訂正の申し出がありますので、これを許します。

町民福祉課長。

町民福祉課長（保土沢定一君）

午前中の河野議員のご質問に対して、担当職員ということでしたけれども、担当職員二名とお答えしましたけれども三名でございます。二十年度が一人、二十一年度が一人、二十二年、二十三年度が一人の合計の三人でございます。

訂正しておわびいたします。申しわけございませんでした。

議 長（苦米地繁雄君）

次に、一番、杉山茂夫君の発言を許します。

一番、杉山君。

一 番（杉山茂夫君）

冒頭に当たりまして、朝からご熱心に傍聴されております町民の皆様には、敬意と感謝を申し上げます。

それでは、通告書によりまして二点について質問をさせていただきますと存じます。

まず第一に、町内の住宅地などの道路舗装についてであります。毎年、町道については予算と公益的観点から順番に舗装道路の整備が進んでおります。しかし、町道以外の住宅地等の路地などについては、道路用地の所有権や道路の幅員六メートルの問題、そして行きどまり路地など公益性の問題等で舗装整備ができておりません。各町内会では、春の清掃奉仕活動などで町から提供された碎石による未舗装の道路の穴埋めなどの普請を行っておりますが、毎年の敷設によって路盤が高くなり、削ってならす必要性も生じております。また碎石のサイズが大きいため、下水道のふたの周辺などはうまく整備できずに、舗装の必要性を強く感じております。

そこで、現在の財政状況の中で、できるだけ住民の要望である住宅地、路地等の舗装を少しでも進めるために、町内会が自主的に舗装箇所を選定し、住民による奉仕作業で簡易なアスファルト舗装や、さらに簡便な乳剤舗装ができないものかと考えております。幸いに、町内会などでは建設関係の技術者や重機などのオペレーターもおりまして、その指導のもとで、住民みずからの奉仕による舗装工事を毎年三十メートルあるいは、五十メートルと行うことにより一歩でも住民の要望である舗装道路が前進できるのではないのでしょうか。吉田町長が提唱する「協働のまちづくり」の事業の一つとして、町内会が自主的に行う舗装工事などに対して、町としてその材料費や機械の借り上げ代などの補助をしていくお考えはあるかどうか、その点をお伺いしたいと存じます。

第二に、館野公園の桜の状態についてであります。

議

長（苦米地繁雄君）

町長。

この春、東日本大震災復興プロジェクト「夢の桜街道」で東北の「桜の札所八十八カ所」の八十番札所にも選ばれた舘野公園の桜が、近年は花の数が減り、元気がないように見受けられます。桜の木の寿命によるものなのか、あるいは土壌や枝の選別、そして病害虫などによるものか、原因はわかりません。公園の整備は委託業者による危険な木や枝などの伐採や芝生などの草刈りが主な業務で、特に桜の木の養生を樹木医や専門家の指導によって管理していないのが現状とされます。そこで一度、樹木医や専門家の診断を受けながら、今後の桜の木の整備を図っていくお考えがあるかどうか、お伺いしたいと存じます。

また、桜の木が足りないのであれば、桜の苗木の植樹を町民参加型のイベントとして行っていくことも必要と思いますが、いかがでしょうか。

以上、二点について町長のご見解をお伺いし、壇上からの一般質問といたします。

町

長（吉田 豊君）

それでは、一番、杉山議員さんのご質問にお答えをしてみたいと存じます。

最初に、住宅地の路地等の簡易舗装についてということでございます。非常にすばらしいアイデアとしてのご質問をいただきました。これまで、住宅地の路地等の法定外道路についても、計画的に町としては実施をしてきておりますが、どうしても土地等の問題で町として整備することのできない箇所もございます。そのような箇所の工事について、町として補助金を出すことは、町が実施するものと誤解を招きかねないので、基本的には、今ご質問にあるような形で、すべてが大丈夫ですというのにはお答えしかねるかなと、補助金を出すことはできませんというふうには言えないという気がいたしております。

ただし、一般的に公道的な役割で使用されている道路で町内会等の要望があり、奉仕活動を伴って実施するようなケースであれば、事業の内容にもよりますが、資材等の提供を含め、それ相応の提供は考えてまいりたいと思います。現在は、工事という部分と、役所がやるべき工事という部分と、そうじゃない皆さんの社会奉仕として行っている部分とあろうかと思いますが、それを明確化しながら、実際の公共的要素を高めるということに関して、これからのように町も協力していくかということは、詳細も現在はありませんが、考えていかなければならないものと思っておりますので、それぞれの箇所等ありましたら、まずは一たん、その箇所等をお知らせ願いたいと。やれるやれないは別としましても、どのように対応することがいいのか、実際できないので住民主体的な形でお願いしたほうがいいのかということ等も出てくるかと思しますので、その点を今後、協議課題としてやっていければいいなというふうに思っております。

次に、館野公園の桜の状態についてのご質問でございます。

ご存じのとおり、館野公園は私どもの観光地として、また実際の憩いの地として、私どもは身近にとらえている六戸町の公園でございます。実際に、館野公園の桜の木について、私どものほうも数年前から実際に、ちよつと樹勢といたしますか、若干弱いのではないかとということもありまして、造園業、専門的な方々から見ただきながら、危険な枝もさることながら、ある程度切ったほうがいいんじゃないかということも伺いながら、一応手入れとしてはやってきているつもりでございます。まだ不十分であることは確かでございますが、やってきております。継続的に毎年、剪定や害虫防除等、手入れを行っておりますが、松の木との関係ということも大きく言われております。そういう意見が結構強くございます。今後もこれに関してどのようにすればいいのか。館野公園は、松の緑と桜とこういうものがすばらしいというふうに言われている公園でもありますので、陽光の当たりぐあいといいますか、そういう部分等も考えなければならぬと思いますので、今やっている方々の意見を聞きながら、より桜の木の勢いといいますか、そういう部分をやるためのものを、今継続している部分を継続しながら、それに加味するには何が必要かをちよつと協議しながら、今後、館野公園の桜の木に関して積極的に進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。実際の委託をした専門の方々からの意見等もある程度まとめておりますので、

議

長（苦米地繁雄君）

一番、杉山君。

それが松の木との関連であったり、または老木で樹勢がやはり本当弱っているものもあるというのがございますので、その点をもう一度再検討したいと思えます。また、もし木が足りなければ補植ということもありますが、それに関しましても時間との関係で、補植がベストなのか、実際古い木がございますから、その関連等も専門的な形の中で、これは赤松も関連してまいりますけれども、補植をすることもいいのかどうなのかもあわせて、今後課題として、私どもも調べてまいりたいというふうに思いますので、現状は同じく認識しているつもりでございますので、ご理解賜ればというふうに思います。

一 番（杉山茂夫君）

私の二つの質問に前向きなお答えをいただきまして、ありがとうございます。

まず、一番目の舗装されていない住宅地等の道路の問題でございますが、先ほども言いましたように、町道とするならば、町が当然これ責任持ってやると。そして、町道でないものについて、しかしその住民が、家屋が何件もあつて、また実際に使っているそういう道路で、実際には民有地だけでもいろんな方が使っていると、そういうところの道路について、いかにして舗装を実現していくかということでお話をしたわけでございますが、そこで町長から、まずは町内会を通して町のほうに言ってくださいと、そして、それが町として舗装できるものであれば検討したいと、そしてまた、もし、それが町としてできかねるとした場合に、今度は町内会などが自主的に自分たちで行う、そしてまたそれにかかわる材料あるいは機械の借り上げ、この部分について町のほうに補助申請するという形の二段の部分で道路の舗装化を考えていくということを受け取りましたのですが、その部分をちよつとひとつ確認したいというところでございます。

それから、もう一つは、先ほどの舘野公園の桜のことについてでございますが、私も第四次総合振興計画の公園

の緑地のそういう目標の中に、やはり公園の桜の木の老朽化とかそういうことが出ておつて、その部分を整備していくということ、長期のプランにのつております。実際に、ただし、先ほど町長もおっしゃったとおり、現状がどういう状況なのかをまず把握することが、次のステップに通じることだと思えます。まず、その部分で確かにそういう専門家の意見をさらに聞いて、どういう形で養生すればいいのかをさらに進めていただきたいと存じます。

そこで一つ、私もちよつと提案なのですが、実は桜の木がもし老朽化しているようでしたら、伐採をしながらそれに対して今度は植樹をしていくと。その桜の苗木の植樹をします。ただし、その植樹はただただ町に任せきりではなくて、逆にいい機会に、いわゆる協働のまちづくりとして町民がその苗を何かの記念で買う、あるいは自分たちみずからで植樹をします。そして、町のほうはその部分の窓口になって、そしてまたどこにどういふふう植えてもいいのか、その辺の部分で指導いただく。そして、町民の皆さんそれぞれ、例えば結婚記念日があるとか、あるいは子供さんの例えば誕生記念であるとか、私などはもうすぐ還暦ですが、還暦記念であるとか、何かのそういう記念の植樹という形で館野公園の桜をいっぱいにしていきたいものだなというふうに考えております。その意味では、そういう一つの、どういう形で植樹をしていくか、それについては町のほうにお任せするとしても、そういう形で全町民参加型の、何かそういうことがあってもいいんじゃないかと。そのためには、自分の桜プロジェクトというのですか、私の桜プロジェクトというような形で、自分が植えた植樹のところには看板を、名前と何々記念とかというものをきちんと、小さな看板でよろしいわけですが。そして、そういうものを残しておいて、五年後大きくなった、十年後大きくなったというときに、そういう形の部分をやっていければなということもあわせてご提案しながらの再質問いたします。

よろしくお願いいたします。

議 長 (苦米地繁雄君)

町長。

まず、道路の整備についてでございますが、今、再質問でお話ししたとおり、法定外、とにかくあるものあれば、私ども、すぐやるということは無理にいたしましたも、それぞれ現在もやっておりますので、その状況に応じながら人々が使っている場所、または同じく所有者の問題があります。民地だったりすると非常に難しさがあるのですが、官地だったりそういう要素がありましても、私どもは必要なところは整備しておりますので、まずそれはご相談いただければ考えて対応していきましようというのが、今ご質問のとおり、一つございます。

もう一点は、主体的に皆さんが行うということ、それは事業として皆様があくまで事業主体というところからなろうかと思えます。ただ、誤解がありますと、先ほどお答えさせてもらったように、町がそこをこうやったんじゃないか、こうじゃないかというようなことがあつては困りますので、いろいろ民地の場合には、私ども、行ってみますと、了解をしているんだけど、民地、それから実際はその地主さんが道路の整備ということに関しては住んでいる住民との話し合いが何もしていないというところも実際ございます。ですから、そのケースによって全然違ってくるので、一概にこうしますというふうには言えませんけれども、地域の町内会の皆さんがどのような協議をし、どのような私たち、自分たちがこの整備計画を立ててやるんだというようなこと、それらのことをご相談いただければ、そして他のほうに説明が明確か、私も立場としてできるようなものの確認、できるとするならば、やはり人々が一生懸命やるということは、これはすばらしいことですので、そのことを理解しながら私どももそれに対応する対策づくりをしてまいりたいというふうには思っておりますので、その二つの考え方でよろしいというふうに思います。

また、公園の整備、桜の木についてでございますが、まずは、先ほど赤松の話もいたしましたけれども、実際に前に植栽をしております。ですから、本数の部分として足りないのかどうかというのでも調べなければいけないことになります。また、老木だからということで伐採といえますけれども、本当に弱っているものは別なのですが、なかなか木を切るというのは、特に老木であれば難しい、本当に切つていいのだろうかということもあります。また、ご存じのとおりで、木を切る場合においては町のほうが一方的に判断するというわけにもまいりませんので、

議

長（苦米地繁雄君）

一番、杉山君。

その辺の判断をしながら、もし伐採するとどのくらいの間といえますか、先ほど言いました空間という部分がある、桜の木を植えるにはどれだけの範囲がベストであるかということ等も考えなければならぬと思いますので、先ほど記念の木を植えたということになりますと、例えば植えてから余り近過ぎるので十年後に土地を切りますというわけにもいかなくなるわけでして、その辺の配置はどうあればいいかということを含めて、私ども、記念的にやるとすればどういうふうがいいのかをちよつと考えさせてもらいたいというふうに思います。

アイデアとしては、そのようにやっていければすばらしいと思いますので、まずはもし、桜の木がどこにもない場所であつて、今、公園があつたとすれば、すごくいいアイデアだなというふうに思っておりますが、現在は木を残し、できれば残しながら、かつ整備をするということもありますので、まず調べるところから始めさせていただければというふうに思っていますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

一

一番（杉山茂夫君）

ありがとうございました。

いずれにしても、一歩ずつ進みながら何かの形であしたにつなげていければいいと思っております。そういう意味で、私のほうでもこういう機会を通じていろんな形でご提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議

長（苦米地繁雄君）

回答いいですね。

一 番（杉山茂夫君）

はい。

議 長（苦米地繁雄君）

三回目の質問が終わりました。

これで、一番、杉山茂夫君の一般質問が終わりました。

次に、四番、高坂茂君の発言を許します。

四番、高坂君。

四 番（高坂 茂君）

高坂と申します。

早速ですが、通告順に従いまして質問に入らせていただきます。

まずは、当町のスポーツ振興策についてです。

第四次総合振興計画の中で、総合型地域スポーツクラブの育成を図るとありますが、この中身について具体的な事例をもってご説明いただきたいと思えます。ここで、なぜこのようなスポーツクラブを目標にしているのか、私なりに推論してみたいと思えます。

そもそも、スポーツとはどういう意味でいかなることを指すのか。このスポーツの語源は、古くはヨーロッパにおいて人々が日々の暮らしの中で、何か遊んで楽しめるものはないか、この楽しむということが原点となってルー化され、スポーツと呼ばれるようになった。そのことを日常において、お互いに地域の情報交換あるいは共通の話題と娯楽性にとらえ、生活になくはならないものとなって人々に根づいたものと理解しております。このことから言えることは、私たちは健康のためスポーツを、あるいは医者からは運動を勧められますが、やはり共通の楽しみを見出すことが日常のストレス発散となり、健康にいいことにつながるのではと考えます。つまり、スポーツ

は人々にとってなくてはならないもの、全人類の文化にとらえるものと確信します。我が町も、総合型地域スポーツクラブを目標とすることは至極当然のことで、スポーツを文化にとらえている証査であり、だれもがこれを否定する者はいないでしょう。子供からお年寄りまで、すべての人々が楽しむことを目標に掲げるならば、高校野球の昨年夏、それから今春の甲子園決勝で、青森県勢の活躍で一喜一憂させて、私たちに夢を見させてくれた光星学院高校の野球部を例に挙げるまでもなく、この活躍で多くの希望と勇気をもたらしたような気がします。

このようなことから言えることは、我が町からも将来オリンピックに出場できるような選手をぜひ育成できる土壌をつくる、その目標を持ったスポーツクラブのあり方を考えることは当たり前のことです。

第二点目は、町内の小学校、中学校におけるスポーツ系クラブ活動において、顕著な成績をおさめているクラブ名を、過去五年間に限ってお教えいただければと思います。この小学校から中学校において優秀な、あるいは今後に大いに期待が持てると思われる選手を、我々大人たちが全面的にサポートし、将来のトップアスリートに仕立て上げ、ひいては我が町の誇りになれるような存在の育成を考えたいものです。これが郷土愛につながり、町の誇りとともに大いにPRにつながるのではと確信します。

三点目は、これらのことを考えつつ、子供たちに平等にスポーツの楽しさを共有できるよう、北方地域、つまり開知小並びに大曲小学校にサッカークラブの創設を願いたいと思います。私の知る限りでは、この地域には小学校では野球とソフトがメイン種目となっており、子供たちの人数が少ないこともあって、サッカー種目まで手が回らない状況であると同時に、指導者の不足もあるのではと見ております。

しかしながら、皆さんご存じのとおり、サッカー競技は子供たちにとってナンバーワンのスポーツ種目なのです。世界で一番人気の種目はサッカーなのです。これで何が言いたいかかわると思います。ボール一個あれば簡単に夢中になれるサッカーをぜひとも子供たちに教え、将来のワールドカップに出る選手を育成できたら、どれだけ我々に夢を与えてくれるでしょう。この考えについて、町長の見解をお伺いしたいと思います。

次に、ごみの不法投棄対策についてです。

一点目は、このごみ不法投棄パトロール隊の主な業務と、その頻度等作業実態についてお教えいただきたい。

二点目は、ごみの不法投棄あるいはポイ捨てについて、町の対応はどのようなようにしているのか、はたまたこれの対策についてお伺いします。

三点目は、当町はもちろんのこと、他の自治体においてもごみの不法投棄とポイ捨てによる問題を抱えていることは、否めない事実でありましょう。このことを憂慮する団体、つまりボランティアグループ、またNPOなどが、クリーン作戦と銘打ってごみを拾い環境保持に尽力していますが、それでもこれはつけ焼刃にすぎず、あらゆるところに多くのごみが散乱しているのを目にします。二酸化炭素排出による地球温暖化等、環境問題が世界あるいは国の機関で議論されて久しくなりますが、これについて異論を挟む余地がないと思われず。

しかしながら、実態は我関せずといった人たち、つまりモラルに欠けた人もいることは否めない事実であります。そこで、当町独自のごみ撲滅キャンペーンを実施するなりして、我が町を日本一ごみのない町と標榜できるように施策を考えることができないか、町長の見解をお伺いします。

以上、質問事項二点、要旨六点における回答を願い、私の壇上からの質問を終わります。

議 長 (苦米地繁雄君)

町長。

町 長 (吉田 豊君)

四番、高坂議員さんよりいただきました一般質問、通告書に基づいて答弁をさせていただきます。

今、ご質問の中にありますように、日本のスポーツ振興に関しまして、学校、企業、スポーツ団体、そして行政が支えてまいりましたが、平成七年度に社会情勢への対応から文部科学省が生涯学習の一環として、各地域に「総合型地域スポーツクラブ」を設立し、生涯スポーツ社会の実現を目指すというものであります。

その形態は、地域住民が近くの運動施設や学校施設等を利用し、主体的・自主的に運営し、活動するスポーツクラブを目指しております。活動内容としては、多世代、年齢を超えてのことでございますが、多種目、多志向、い

ろんな種類、やり方ということですが、三要素を備え、行政や他力に依存することのない独立した運営を目指すものというふうになっております。

国の方針として、二〇〇〇年のスポーツ振興基本計画及び二〇一〇年のスポーツ基本計画により、各市町村に少なくとも一つの総合型地域スポーツクラブを育成することを目指すということとなりました。それに伴い、町として町民の健康増進と明るいまちづくりに向けて、町民の一人一人がスポーツに親しむを目標に、ラジオ体操や日ごろの散歩の励行、そして大会での優勝までを視野に入れ、体育協会、スポーツ推進委員協議会等とともに、スポーツの振興に努めるとしたものが、先ほどの総合計画における私どものとらえ方でございます。

二番目はスポーツのクラブ活動実績等についてでありますので、この点は教育長より報告していただきまして、次にまた私のほうから答弁させていただきますと思います。

議 長（苦米地繁雄君）

教育長。

教育長（櫻田泰弘君）

次の、町内の小・中学校のスポーツクラブの活動実績について、私のほうからお答えいたします。

現在、小学校のスポーツクラブ活動数については、野球競技のほか四種目、中学校の部活動数につきましては、ソフトボール部ほか六種目ございます。どちらも学校、保護者、地域が一体となって活動しております。また、優秀な経験者に指導をお願いし、限られた時間を有効に活用して、県大会入賞、さらには東北・全国大会出場を目指し、日々厳しい練習に取り組んでいるところであります。

ご質問の成績実態ですが、小学校の県大会では、青森県小学校ソフトボール選手権大会で準優勝、青森県スポーツ少年団フェスティバル陸上競技記録大会で優勝、NHK杯争奪青森県卓球選手権大会で優勝しております。中学

校の県大会では、青森県中学校女子ソフトボール選手権大会で準優勝、東北少年軟式野球新人大会青森県予選会で準優勝しております。

東北大会及び全国大会での成績ですが、東北中学校相撲大会で団体・個人準優勝、全日本中学校通信陸上競技大会で、男子八百メートル四位となっております。そのほか各種大会で好成績を残しておりますが、詳細につきましては、大会成績一覧表を議長のお許しを得て議員の皆様にご配付したいと思います。よろしいでしょうか。

議長 長（苦米地繁雄君）

はい、許可します。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩（午後一時三十五分）

再開（午後一時三十六分）

議長 長（苦米地繁雄君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長（櫻田泰弘君）

お手元にお配りしました資料に、詳細に各種競技の県大会等での成績を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（苦米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

それでは引き続きまして、高坂議員さんよりご質問あります三番目の開知小学校、大曲小学校に、サッカー主体の少年団あるいはクラブ設立の考えはないかというご質問にお答え申し上げます。

現在、町内において小学生を対象にしたサッカー主体の団体は、六戸サッカースポーツ少年団であります。六戸小学校と大曲小学校の児童三十七名が入団しております。

スポーツ少年団の設立、スポーツクラブでもよろしいと思えますが、設立に関しましては、それぞれが独自に自主的、主体性を持った活動を展開しているものでございまして、行政が今先頭となって現在やっていることを含めながら設立するものではないというところをしておりますので、町長の考えていることですが、メンバーがいて、それぞれ地域である程度整えられるといいますが、強制的な部分は非常に難しいかなと思いますので、このような強化をすることを現在のクラブ、そして今後のあり方について、その方々に問い尋ねながら、ご意見聞きながら励ます形の中で私どもも支えていければ幸いというふうに思っております。

今後、設立要件を満たしたスポーツ少年団が新規に結成された場合は、町体育協会等の関係機関と協力しながら、指導者や練習場の確保など活動を支援してまいりたいと思えますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。というふうに思います。

次に、二番目のごみの不法投棄対策についてのご質問にお答え申し上げます。最初の、ごみ不法投棄パトロールの実施に関する実態についてのお答えを申し上げます。

ごみ不法投棄等監視パトロールにつきましては、おいらせ広域シルバー人材センターに委託をして実施している事業でございます。内容といたしましては、六戸町全体を対象に二人一組の二班体制で四月から十一月まで、一月当たり十五日程度のパトロールを実施しております。

その業務としては、不法投棄防止のためのパトロールと、不法投棄パトロール中に発見した廃棄物の回収及び資源ごみ持ち去り防止パトロールの三つの業務でございます。

不法投棄につきましては、後を絶たないのが現状でございます。

罰則等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により罰則規定がございます。もし発見した場合は、警察と連携しながら対応することになります。町の対応と対策ですが、パトロールと広報や看板の設置による周知徹底を図っております。

最後のご質問ですが、ご存じのとおり、多くの町内会や各種団体などで、ごみ拾いや側溝清掃をそれぞれにおいて、特に春の訪れとともに、また毎月定期的に実施しておるところでございます。私は、自分の住んでいる地域は自分たちできれいにする活動は、基本的な地域のコミュニティであるというふうに考えております。不法投棄やポイ捨てをなくするにはどうしたらよいのか地域で話し合い、活動することが、ごみに対する意識の高揚と、何よりの対策となるのではないかと考えておりますので、行政主導ではなくて自主的な地域活動を願うものが基本的な考え方でございます。

高坂議員さんのご質問にありました、ごみのない町。まさにそれを目指すために、今私どもはその主体的な立場であるということを理解しつつも、そのわきにながら私どもは単に傍観することではなくて、どのような意見を述べながら皆さんのそのようなより高度な意識形成のために力添えをすればいいかを、今後考えてまいりたいというふうに思っております。

前に、フジクラにおられた方がおっしゃいました。ちよつと言うと、こつちの北国は汚れているねという言葉がありました。それは、春先になるとどうしても雪が解けてごみが見えてまいります。宮城だとか関東のように、冬の間にある程度のごみを片づけられればいいのですが、雪があつて片づけられないというのが一気に春先に見えて

きますので、それを指して、ちよつと汚れているねという話をされていたことがございます。私たちは、それは雪の部分はやむを得ないにいたしましたしても、通常の不法投棄とされておりますごみは、あくまでも質問にありますとおり、そこに住む、私は六戸の町民ばかりとは思っておりません。どちらかという、今まで発覚したものを調べますと、町外の方のごみが多いです。ごみに名前が書いてあるというのもあります、まさにごみによく名前が書いてありまして、つい先月も調べましたらありまして、そのご本人に撤去させたという例もございます。私も六戸町もさることながら、この町がきれいに行っているのごみが捨てにくいというのもありますので、高坂議員さんがおっしゃるとおりだと思いますので、私どもは住民の主體的な行動を期待しつつも、それをより一層皆さん方が頑張ってくださいるように支援していく意識、そして環境という部分を、より今まで以上に考えながら努めてまいりたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議 長 (苦米地繁雄君)

四番、高坂君。

四 番 (高坂 茂君)

ありがとうございます。

それでは再質問に入らせていただきます。

地域型スポーツクラブということは、先ほど私も言いましたとおり、私が言っているのは競技スポーツなので、健康増進とかお年寄りのための、そういうスポーツクラブじゃなくて、オリンピックを目指すような大きな力が必要なんですけれども、最終目標としては競技スポーツなんです。そういうこともあって、やはり非常に立地的にも三沢、十和田、八戸の中でいい位置に位置しておりますし、どちらの方向、スポーツクラブに行くこともできる。そのためには、小さいころからいろんなスポーツ種目を経験させる、これが大事なんです。

教育長からこの資料をいただきました。非常にすばらしいです。全国レベルに行けなくても、県で三位、二位とか。卓球で優勝とか、陸上で優勝とかあります。この子供たちをそのままやっぱり伸ばしてやりたい。その体制づくりなのです。これはやはり、我々行政としてもぜひとも先頭に立ってやってもらいたいということ。

そして、私が言いたいのはサッカー種目です。これは、すぐ六戸スポーツ少年団三十数名と言いましたけれども、実態としてはやはり移動距離もありますし、そういったところもありますので、やはり学校スポーツとしてできなければ、町民バス、スクールバスを利用して運んでもらうと、選手たちをです。そういったことを考えてやると。なぜかという、小学校でやって、ちょうど興味を持ったところ中学校にない。これで高校に行ったら絶対選手になれません。そのぐらいレベルが上がっているんですよ、サッカーというものは。皆さん、今ワールドカップの予選とか、それから青森県では柴崎、鹿島アントラーズ、これは野辺地から出ているんです。純粋な青森県産です。ですから、こういう可能性、彼はもう日本代表になる選手ですから。もう我々も、ちよつといい選手を伸ばしてやれば、そこまで行くと思うんですよ。もちろん、お年寄りのことは否定するわけではありません。

そういったところで、やはりメイン種目、例えば運動公園で、野球でもいいです、サッカーでも、メイン種目。それを会員を募って、一人百円、二百円でもいいです、千円でもいいでしょう。協力を募って、それから指導者、そういったところを募るとのこと。

もう一つ、これからどういう形でその選手、ちよつと追跡調査をできないものかと、小学校でこういうスポーツ種目をやって、高校まで、大学まで行った。例えば、駅伝なんか過去に出ているわけです。そういったデータベース化して、それからそういうスポーツ種目に対してコーチング制度なんか補助して資格を取らせる。そこまで行かないとやはり、もう今ではちよつと手おくれな状態になるわけです。もともと私は野球をやっていました。非常に六戸町が強い時期もあって、それを見に行くのが楽しみでした。そういったことを考えれば共通の話題性、娯楽性をやはり共有できると思うのです。最近はいろんな事件とか出ていますけれども、やはり楽しむことができないければ、何のために生きているのかわからないと思います。ぜひとも、ですから追跡調査をできるかできないか、そこを一点。

それから、ごみの不法投棄について、ちょっとこの資料のほうを説明させていただきます。

これは、一週間前くらいですか、デジカメを撮りました。場所は、町道、県道それから農道、これも町道だと思うんですけども、私の散歩コースです。この一番の、空き缶、空き瓶、ペットボトル、これは毎日買い物袋にすぐいっぱいになりました。結局一カ月くらいかかったんですけども、このぐらいの量です。ペットボトルのほかというのは電池とか、とにかく持っているようなもの、このくらい散乱しています。それから、これはちょうど一カ月ぐらい前です、ひもで結んだ布団と毛布です。私、これ見てびっくりしたんです。これ工場跡地です。何かこれ、こういうのがあると非常に気味悪いもので、多分野ざらしになっています。

それから、三番は県道です。開知小学校へ行く途中のもの。のり面がありますね。土盛りしていますので。そういったところの、これはチャイルドシートです。それから、不法投棄の警告の立て看です。一千万円以下の罰金とか書いてあります。それから、ガスボンベ。これは、沢の清流が流れているところの下の方に、このガスボンベが捨てられています。それから、その近くのごみ袋ですね、散乱しています。

それから七番の、歩道にごみというのは、この十和田のワダカンに行く通りの、何メートルあるんですかね、三メートルぐらいあるあの歩道、結構広いです。これは、多分車がポイ捨てすると思うんです。スーパーの、コンビニの買い物袋です。それから冷蔵庫、テレビ、この奥のテレビです。これが、ざっと目についたものです。これについては、町長からご感想をひとつ願いたいと思います。

この二点について再質問お願いいたします。

議 長 (苦米地繁雄君)

町長。

町 長 (吉田 豊君)

まず最初に、スポーツの件に関しまして、目的として競技スポーツとしての非常に技術向上といえますか、成果を生む環境をつくれないうご質問に対しまして、お答えを申し上げます。

前に、体験等を含めて実施してきていたときに、スポーツ少年団のほうもその中に属しておりました。サッカーを一生懸命スタートをして小学校、そして中学校に行ってからということでもやっておりますが、結果的に生徒の人数の関係もあります。やりたいという人はいることはいりますが、実際に参加してこない子どもたちもいます。リーダーとしてお世話する人たち、まさに自分の時間を犠牲にしながらやってくれています。そういうふうにして競技として高めようということでもやってきたのですが、その後また大幅な児童の減少というのがございまして、なかなかチームをつくるに当たってピックアップする形の中で、どなたかがピックアップする形で、半強制的にやらせるといような形は、仮にいざやってみても非常に難しい環境にあるというのが事実でございます。今、ご質問にありますように、私どもとしてもせっかくなスポーツをたしなんだ人間は、私は単にやったということではなくて立派な成績を上げて、ご質問のように大きな大会に出ていく人間、それこそひいてはオリンピックの選手になるような人がぜひ出てもらいたいものだなと思うのでありますけれども、実際行っている方々が自主的に行っている環境という部分を一回解きほぐしてというわけにも、私ども親の立場からできないわけですし、今ある中からステップアップしてもらうことを、頑張ってくださいという形の中でやっていかざるを得ないのかなというふうに思っております。追跡調査としてそういう調査をしながらやっていくということになりました、いざ小学校から中学校、それぞれやってくる中において、親御さん方のご意見もあるでしょうし、なかなかこつちからスカウトするみたいな形の中ではやりにくいというのが、今の子どもたちに対する対応でございますので、まさにスポーツクラブが主体的であって人々をピックアップしていくというのであれば、その間、高校生として考え方としていいと思います、公がそこにいて子供たちをまとめるというような形は、なかなかとりにくい時代になっているということをご理解いただきたいと思います。

ただ、考え方としては、競技としての、私は単に個人的には高坂さんおっしゃるのと同じ気持ちを持っておりません。たしなむのも結構だけれども、実際競技をやる以上はそれなりの実績を上げていくようなスポーツクラブなり、

または部活動であつてくれたほうが、はるかにそのほうがいいと思いますが、個人的にはそう思いますが、公の場でそう言うと、じゃ、やれる人ばかりやるのかというような文句が出てきまして、なかなかこの公の立場にある者としては、この場でおかげさまで申し述べさせてもらいましたが、ふだんの中では言えないというのが今の社会の現実でございます。

ただ、今ご質問もありますので、大方の方がある意味競技としての実績を上げながら歩むということの大切さという部分をわかつている方は大勢いらっしゃると思いますので、ご質問いただいたことを踏まえて、ちよつと私どもも自分の意見をまぜながら頑張ってもらふような形を進めてまいりたいというふうに思っております。ご理解いただきたいと思ひます。

それから、ごみに関してでございますが、まさに今写真をちようだいいたしました、このような状況は六戸各地にございます。実際のパトロールは一生懸命やっております。実際に、軽トラックを見ますと、かなり拾い上げて積んでできていることも確かでございます。しかし、後を絶たないというような形もありまして、確かに回つて歩いているのですが、すべてを全部回収するという状況には至っていないと思ひます。

ただ、このような状況が、先ほど道端というのが一番捨てやすいといひますか、そういう状況がありますので、私どももこれに関しては非常に頭を痛めているところでございますが、何とか集中的に捨てられているところには、ここにもございますけれども、まずは看板等から警告するような形の中からやらざるを得ないのが現状でございます。何しろ、ごみのポイ捨て等におきましても現行犯的な、現行犯というのでしようか、実際のその場でなければならぬというものはありますので、なかなかすぐに電話をかけても、その人が立ち去つてしまふと駐在のほうに電話をしても、行つても人がいなければ、もうそのごみは置かれていくと。あと、そのごみの中から、先ほど言ひましたように、だれのものなのかという特定するものが出てこない限りは、連絡のしようやごみを片づけさせる指示もできないというのが現実でございます。プロパンガス等のボンベにつきましては、年月があつてそれ以上は使えないということがあふようございます。ただ、置いておけば困るのでこつこつうふうな、勝手に捨ててしまふというのものもあるのかもしれませんが、いずれにいたしましても、テレビ、冷蔵庫、タイヤ、非常に勝手に捨てるとい

うのは、今もって幾ら片づけてもまた次にというような状況がイタチごつこの的になっていることが事実でございます。私ももそれに対してのパトロールをしながら回収する努力をすればいいのでありますが、現在の不法投棄防止のパトロールに関しまして、緊急雇用にかかわるものから始まった事業でございました。それが終わったわけでございますけれども、私も六戸町としては、もう国のそういう緊急雇用の事業が終わったからやめますではなくて、やはりこれは私も準備してでもやらなければいけないということで、六戸町の事業として不法投棄のパトロールというものをお願いをしておりますということでございますので、私もも至らぬ点は考え方変えながらやっておりますが、不法投棄のパトロールに関しまして、本来はもう終わった事業だったのでありますが、六戸町としては、町として継続してやっていくということをやっている事業でございますので、いろいろ知恵を拝借しながらもとの確に巡回できるように努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議 長 (苦米地繁雄君)

四番、高坂君。

四 番 (高坂 茂君)

スポーツのほうについては、やはり子供たちに平等に機会を与えられることができるよう、施策というのですか、大人が考えてやるということ、先ほど言いましたように、足がない場合はやはり巡回バスですか、それを利用させてもらうみたいな、そういったところを協力願えるような、そういう配慮というのですか。あとは、やはり指導者が必要なわけで、今は例えばサッカーに限って言えば、資格が必要なのです。統一して同じような指導ができません。ですから、経験だけでやるのは時代おくれですので、そういったところもあって、あとは、できれば小学校の先生、サッカー経験者を赴任してもらおうと、そういったものを考えていく。我々、例えば体育協の中で指導員をやはり会費の中から出して、大体四、五日かかると思うのですね、資格を取るには。先生方は異動しますの

で、だから地域の人を取ってもらおうと。そういったところをひとつ考えていただきたい。ぜひとも、これはもうそういうスポーツクラブに関しては、これからも検討しながらぜひともやっていきたいなと思います。協力をお願いしたいと思います。

それから、ごみ問題ですけれども、緊急雇用の事業ということで、おとしですか、結構私会ったのです。ことしの予算委員会でも言いましたのですけれども、その後、去年ほとんど会わなかったです、そのパトロールに。そういう関係で、こういうゴミがいつぱい出てきた。このチャイルドシートにしろ、例えばボンベにしても、こういったところ、町長さんに通報して撤去してくれと言えはそういう対処できるのかです。

もう一つは、地域のごみ問題は地域でやるというのが基本的なスタンスでいいんじゃないのというのが、町長が言った、全くそのとおりです。我々も毎月町内を全員で、町道も清掃しております。問題は一つ、側溝です。側溝に泥が詰まって、ただ、その泥を取っても捨てる場所がない。たまには、役員の方でうちの畑のわきのところに捨ててもいいよと言ったときは可能なのです、そういう作業奉仕と言うのですか。いつもいつもできるわけではないということで、公共の処分地みたいなどころです。町で買い上げてそこを提供するということができるものなのかどうか、できればそこまで考えていただければ、我々は常にそういうことを地域で、町内会でやれると思うのです。

もう一つは、一回、ボンベでもテレビでも、これを全部我々地域で全員で奉仕活動でやりますから、そういった場合の処分料というのですか、これ町でどうにかできないか。でないと、これ勝手にやれて、だれもやりません。私思うに、ごみが散らかっているからここに捨ててもいいんだみたいな、そういう考えでもってどんどん増えていくのです。私がこれ取り上げたのは、私は去年おとし歩いていきますけれども、こんなになかったんです。今、テレビでも冷蔵庫でもリサイクル料金取られますから。ということ、ぽんぽん捨てたと思うんですけれども。一回これきれいにすれば、次からは多分捨てない。

ですから、どこかでこれをやはり解決策として、町で一回考えていただきたい。そうすれば我々でやるんです。これは提案できます。でないと、やはりこの沢水とかそういうの、ダイオキシンとか出てくるかもわからないですよ。多分そういう検査してないと思うんですけれども。そういうところ。

議

長（苦米地繁雄君）

町長。

それと、例えば今、子供会もどんどん縮小していますけれども。子供会も前は、我々がやったころは、空き缶とか全部拾って、業者に持って行って売り上げて活動費を稼いだものです。今は、アルミ缶しかとらないということではほとんどやっていません。ですから、町で集めたのを回収しますよと、子供会でやってくださいみたいになればやると思っています。必ず親がつかますから。私はボランティアでこのぐらいやりますよ。もう今は一周すればせいぜい缶一個、二個です。そういったところで、やはり啓蒙活動をやっていければ、子供たちも教育的になる。いい影響を与えると思います。

最後に、そういったところの町長からの前向きな考えをお願いします。

これで、私からすべての質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

町

長（吉田 豊君）

まず、スポーツ関係での、及び強化にかかわる、つながるような努力をとということでございますので、バスを出す出さない、どのように人が集まるかどうかにおきましても、実際のそのチームとして、またクラブとしてどのようによつていくかということが先だろうと思えますので、先ほど申し上げましたように強化をしていくという、競技をするために単に、もちろん個人的にそういう体のためにやる方もいいでしょうけれども、子供るときにはやはり競争心を持った中でのクラブ活動というもの、それを強化できないかを私どものほうで進めてまいりたいと思います。クラブ等のあり方によって、送迎であったりいろんな問題も出てくれば、私どもとしてそれをサポートしていくような形にしてまいりたいというふうに思います。

また、ごみのほうでございますが、今、担当課長のほうからちよつと説明させます。ごみを片づけるときにまとまった場合はどうするのか、また空き缶等は、実は六戸町はかなりの町内会もやっているんですけれども、集めるようにしているものとかありますので、ちよつと担当課長のほうから答えさせたいと思います。

議長 長（苦米地繁雄君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

それでは、最初に緊急雇用と町の単独になってからのパトロールの回数が少なくなったんじゃないかなという、パトロールする方が見えなくなったということなのですが、若干の回数は減らしておりますけれども、そんなに目立った形での回数の減という形になっておりませんので、たまたま通りかかったときに見えなかったのもそういうふうに感じているのかなと思います。

それから、見つけた場合の対応してくれるのかということなのですが、私のほうに連絡いただければ早期に片づけて、今現在も片づけていますので、教えていただければ、それ相応の対応をします。何せ、なかなか目が届かないのが現状でございます。先ほどもありましたけれども、確かに一回捨てられると次から次と捨てていきますので、もう早いうちに対応したいと思えますので、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

それから、側溝の泥を捨てる場所がないということなのですが、純粹に泥だけであれば、相談していただければこちらのほうでちよつと考えてみたいと思いますので、側溝掃除等やる場合にはご相談をいただきたいと思います。

それから、子供会等で空き缶等の回収をということなのですが、昨年度から町のほうで資源ごみの回収団体に対する補助事業を行っております。それについては、町内会や老人クラブ、それから子供会等が登録をしていただいて、その中で集めたものを各業者に資源回収業者のほうへやっていただいて、その量に応じて、当然回収業者のほうからそれなりの料金はもらうのですが、町のほうとしてもその量に応じて一キロ当たり、いくらとい

う形でその団体に補助しています。現在も、町内会それから子供会等、登録している団体がありますので、もしそういうふうな活動をやりたいのであれば、こちらのほうに相談していただきたいなと思います。
以上でございます。

議 長（苦米地繁雄君）

三回目の質問が終わりました。

これで、四番、高坂茂君の一般質問が終わりました。

これもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議を六月十二日午前十時より本議事堂において再開いたしますので、本席より告知いたします。
本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会（午後二時〇八分）